

令和6年（2024年）11月8日
教 育 委 員 会 資 料
教 育 委 員 会 事 務 局 指 導 室

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

以下の条例及び規則の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

2 制定する内容及び指示する理由

別紙「教職員給与改定に伴う条例及び規則の一部改正手続きについて」のとおり。

3 今後の予定

- | | | |
|-------|-----------|-----------------------|
| 11月下旬 | 区議会第4回定例会 | 条例案を提案、議決後改正規則の制定 |
| 12月6日 | 教育委員会定例会 | 教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告 |

教職員給与改定に伴う条例及び規則の一部改正手続きについて

1 制定する内容（現時点での見込み）

以下の条例及び規則の一部改正手続きについて、「中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則」第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

（1）中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

- ・全職員の給料表を改定（令和6年4月1日遡及。定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下、「再任用職員」という。）を含む）
- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定（令和6年12月期・令和7年度）
- ・扶養手当の支給対象者と手当額の改定（令和7年度）

（2）中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

- ・勤勉手当の支給月数の改定（令和6年12月期・令和7年度）

（3）中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

- ・給料表の改定（令和6年4月1日遡及）
- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定（令和6年12月期・令和7年度）

（4）中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

- ・勤勉手当の支給月数の改定（令和6年12月期・令和7年度）

2 指示する理由

令和6年特別区及び東京都の人事委員会給与等勧告に伴う上記給与改定の手続に当たっては、職員団体交渉妥結後、教育委員会において条例改正手続の議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を行い、区長が当該議案を区議会へ提出し議決を経る必要がある。また、議決後、特別区人事委員会の承認を経た上で、教育委員会において規則の一部改正の議決を行う必要がある。本件においては、職員団体交渉妥結の具体的な日時が不確定であること、妥結後、速やかに条例及び規則の改正手続を行わなくてはならないことから、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要がある。

3 令和6年特別区人事委員会給与等勧告の概要

(1) 月例給

前年度と同様に、初任給、若年層に重きを置きつつ、全ての級及び号給で給料表を改定（再任用職員の給料表も含む）。令和6年4月1日に遡及する。

(2) 特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の特別給の支給月数を0.2月（再任用職員は0.1月）引き上げる。
支給月数の引き上げ分は、令和6年度については12月期期末・勤勉手当にて支給し、令和7年度は6月期と12月期の支給月数に均等に配分する。

(3) 扶養手当

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を1人につき10,500円とする。改正は段階的に実施する。令和7年4月1日実施。

4 中野区立小学校及び中学校教育職員の給料月額改定について

小中学校の任期付短時間勤務教育職員の月例給は、東京都教育職員の給与水準に合わせている（都教育職2級9号大卒初任給を基準としている。週4日の短時間勤務であるため当該額の5分の4を給料月額に設定）が、令和6年10月18日に行われた東京都人事委員会給与勧告において月例給の引き上げ改定の勧告が行われた。

これに基づき、任期付短時間勤務教育職員の現給料月額168,320円を193,360円に改定する。